

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

名古屋市長 広沢一郎

名古屋市条例第69号

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者等（法第3条第5項に規定する水道事業者又は当該水道事業者がこの項本文の指定をした者をいう。以下この条において同じ。）が施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等」を加える。

第16条第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。